

汚濁負荷量の測定等に係る実施細目

平成19年7月

(平成24年2月一部修正)

(令和3年1月一部修正)

(令和4年6月一部修正)

千 葉 県

1 総則

(1) 目的

この細目は、総量規制に基づく汚濁負荷量の測定等について、指定地域内事業場（以下「事業場」という。）がとるべき措置を明確にすることにより、総量規制制度の適正な運用を図ることを目的とする。

(2) 定義

この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア 法 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）をいう。

イ 令 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）をいう。

ウ 規則 水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）をいう。

エ COD告示 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭和54年環境庁告示第20号）をいう。

オ 窒素告示 窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成13年環境省告示77号）をいう。

カ 磷告示 磷含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成13年環境省告示78号）をいう。

キ 窒素・磷測定方法マニュアル 窒素・磷自動計測器による水質汚濁負荷量測定方法マニュアル(改訂版)（平成13年(平成19年改訂) 環境省 水・大気環境局）をいう。

ク 窒素・磷簡易測定方法マニュアル 窒素・磷簡易計測器及び半自動計測器の水質汚濁負荷量測定方法マニュアル(平成15年 環境省環境管理局水環境部)をいう。

2 汚濁負荷量の測定等

法第14条第2項及び第3項に規定する汚濁負荷量の測定、記録及び測定手法の届出の施行については、表1によることとするが、これに定めない事項については次の(1)から(6)によることとする。

表1 汚濁負荷量の測定方法関係法令等

- | |
|---|
| 1 法、令、規則 |
| 2 COD告示、窒素告示、燐告示 |
| 3 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法について（昭和54年環水規第173号） |
| 4 窒素含有量及び燐含有量に係る総量規制基準の設定及び汚濁負荷量の測定方法について（平成14年環水管第30号） |
| 5 昭和55年千葉県告示第542号、第543号 |
| 6 平成14年千葉県告示第611号、第612号、第613号 |
| 7 窒素・燐測定方法マニュアル |
| 8 窒素・燐簡易測定方法マニュアル |

(1) 水質自動計測器の選定等

ア CODに係る水質自動測定器の選定等

別添1による。

なお、COD告示別記1(4)における簡易計測法の選定も別添1に準ずる。

イ 窒素含有量に係る水質自動測定器の選定等

別添2による。

ウ 燐含有量に係る水質自動測定器の選定等

別添3による。

エ 簡易計測器等の選定等（窒素含有量、燐含有量共通）

別添4による。

(2) 汚濁負荷量の測定方法（COD、窒素、燐共通）

別添5による。

なお、COD告示別記1(4)における簡易計測法の換算式の検証も別添5に準ずる。

(3) 汚濁負荷量の算定方法

別添6による。

(4) 測定手法の届出

法第14条第3項の汚濁負荷量の測定手法に係る届出については、規則様式第10による届出書に別添様式1による書類を添えて行うこととする。

(5) 測定結果の報告

ア 事業場の設置者は、別添様式2により汚濁負荷量測定結果報告書を2部作成し、提出するものとする。

イ 報告は、4～6月分については7月末日、7～9月分については10月末日、10～12月分については翌年1月末日、1～3月分については4月末日までに行

うものとする。

ウ 報告に当たっては、汚濁負荷量測定記録表（規則様式第9）の写しを添付するものとする。

(6) 測定器等の維持管理

水質自動計測器（COD告示別記1（1）、窒素告示別記1（1）又は燐告示別記1（1）による計測法）を設置し、又は簡易な計測法（窒素告示別記1（4）又は燐告示別記1（4）による計測法）により測定を行うものは、測定器等の正常稼働を図るため、汚濁負荷量の測定にかかる保守管理の基準等を定めるものとし、別添様式3により「汚濁負荷量の測定に係る保守管理体制報告書」を使用開始までに1部提出するものとする。変更があった場合も同様とする。

なお、欠測値の取扱いについては別添6のとおりとする。

3 その他

この細目に定めない事項については、別途協議することとする。

別添 1

C O D に 係 る 水 質 自 動 計 測 器 の 選 定 等

- 1 特定排出水の計測場所の水質特性（組成変動、濃度変動、妨害物質等）から適切と判断される複数の水質自動計測器（COD告示別記1(1)による計測法。以下同じ。）を仮選定する。ただし、類似の事業場の例等から判断して、適切な水質自動計測器が一機種しかないときは、当該計測器を仮選定することができる。
- 2 特定排出水の計測場所の水質を代表する試料を仮選定した水質自動計測器と指定計測法（COD告示別記1(3)の計測法をいう。以下同じ。）により計測する。この場合、計測試料数は20対以上とする。
- 3 仮選定した水質自動計測器ごとに、自動計測器と指定計測法の計測値から散布図、直線回帰式及び相関係数を求める。
- 4 回帰直線の95%信頼区間を求め、全計測値数の95%以上がこの区間に入る計測器（以下「選定可能計測器」という。）であり、かつ最も相関の良いものを選定する。
ただし、95%信頼区間を求めることが困難な場合は、散布図上の回帰直線のy軸方向に+30%及び-30%の2本の直線を引き、両直線の間を便宜的に95%信頼区間とすることができる。
- 5 他に選定可能計測器がない場合であって、濃度変動が常に少なく散布図上のデータが一点に集中し、団子状になる場合であって x 、 y の値が原点を通る直線上にあると認められる場合は、 $y = \alpha x$ を換算式とし、この機種を選定することができる。
- 6 水質自動計測器がすべて選定不可能の場合は、コンポジットサンプラー（COD告示別記1(2)）によるものとする。
- 7 複数の計測場所の測定を1台の水質自動計測器で行うことはできない。排水溝の統合等で対処するものとする。

別添2

窒素含有量に係る水質自動計測器の選定等

- 1 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測に用いる水質自動計測器（窒素告示別記1(1)による計測法。以下同じ。）は、導入時に一定の性能（性能基準）を満足していること、その後の稼動時においても一定の性能（管理基準）が維持されていることが必要である。
- 2 性能基準
導入時に満足していなければならない性能基準は、表1の窒素・磷測定方法マニュアルの「全窒素自動計測器」の項で定める性能基準とする。
- 3 管理基準
稼動時において水質自動計測器が満足していなければならない管理基準は、窒素・磷測定方法マニュアルの「全窒素自動計測器」の項で定める管理基準とする。
- 4 性能基準、管理基準の確認試験
水質自動計測器が性能基準及び管理基準に満足しているか否かを確認する試験は、窒素・磷測定方法マニュアルの「全窒素自動計測器」の項で定める試験方法（性能基準、管理基準の確認試験）により行うものとする。
なお、稼動中の水質自動計測器については、原則として1年を超えない期間に管理基準の確認試験を行うものとする。ただし、特定施設の使用の方法、汚水等の処理方法等の変更により特定排出水の特性が変わる場合は、その都度管理基準の確認試験を行うものとする。
- 5 水質自動計測器の導入に当たっては、特定排出水の年間を通じた全窒素濃度の平均値が、計測範囲の中央付近となるように最大目盛値を設定し、性能基準及び管理基準の確認試験は、この状態で行うこととする。
- 6 特定排出水の水質特性により、性能基準を満足する水質自動計測器がないなど、水質自動測定器がすべて選定不可能の場合は、コンポジットサンプラー（窒素告示別記1(2)）によるものとする。
- 7 複数の計測場所の測定を1台の水質自動計測器で行うことはできない。排水溝の統合等で対処するものとする。

別添3

燐含有量に係る水質自動計測器の選定等

- 1 特定排出水の燐含有量に関する汚染状態の計測に用いる水質自動計測器（燐告示別記1(1)による計測法。以下同じ。）は、導入時に一定の性能（性能基準）を満足していること、その後の稼動時においても一定の性能（管理基準）が維持されていることが必要である。
- 2 性能基準
導入時に満足していなければならない性能基準は、表1の窒素・燐測定方法マニュアルの「全燐自動計測器」の項で定める性能基準とする。
- 3 管理基準
稼動時において水質自動計測器が満足していなければならない管理基準は、窒素・燐測定方法マニュアルの「全燐自動計測器」の項で定める管理基準とする。
- 4 性能基準、管理基準の確認試験
水質自動計測器が性能基準及び管理基準に満足しているか否かを確認する試験は、窒素・燐測定方法マニュアルの「全燐自動計測器」の項で定める試験方法（性能基準、管理基準の確認試験）により行うものとする。
なお、稼動中の水質自動計測器については、原則として1年を超えない期間に管理基準の確認試験を行うものとする。ただし、特定施設の使用の方法、汚水等の処理方法等の変更により特定排出水の特性が変わる場合は、その都度管理基準の確認試験を行うものとする。
- 5 水質自動計測器の導入に当たっては、特定排出水の年間を通じた全燐濃度の平均値が、計測範囲の中央付近となるように最大目盛値を設定し、性能基準及び管理基準の確認試験は、この状態で行うこととする。
- 6 特定排出水の水質特性により、性能基準を満足する水質自動計測器がないなど、水質自動測定器がすべて選定不可能の場合は、コンポジットサンプラー（燐告示別記1(2)）によるものとする。
- 7 複数の計測場所の測定を1台の水質自動計測器で行うことはできない。排水溝の統合等で対処するものとする。

別添 4

簡易計測器等の選定等（窒素含有量・リン含有量共通）

- 1 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測に用いる簡易な計測法（窒素告示別記 1 (4) 又はリン告示別記 1 (4) による計測法。以下同じ。）は、導入時に一定の性能（性能基準）を満足していること、その後の稼働時においても一定の性能（管理基準）が維持されていることが必要である。
- 2 性能基準
導入時に満足していなければならない性能基準は、表 1 の窒素・リン簡易測定方法マニュアルの「簡易計測器」又は「半自動計測器」（以下「簡易計測器等」という。）の項で定める性能基準とする。
- 3 管理基準
稼働時において簡易計測器等が満足していなければならない管理基準は、窒素・リン簡易測定方法マニュアルの「簡易計測器等」の項で定める管理基準とする。
- 4 性能基準、管理基準の確認試験
「簡易計測器等」が性能基準及び管理基準を満足しているか否かを確認する試験は、窒素・リン簡易測定方法マニュアルの「簡易計測器等」の項で定める試験方法（性能基準、管理基準の確認試験）により行うものとする。
なお、稼働中の「簡易計測器等」については、原則として 1 年を超えない期間に管理基準の確認試験を行うものとする。ただし、特定施設の使用の方法、汚水等の処理方法等の変更により特定排出水の特性が変わる場合は、その都度管理基準の確認試験を行うものとする。
- 5 「半自動計測器」の導入に当たっては、特定排出水の年間を通じた全窒素濃度又は全リン濃度の平均値が、計測範囲の中央付近となるように最大目盛値を設定し、性能基準及び管理基準の確認試験は、この状態で行うこととする。

（参考）簡易計測器等の分類

- ① 簡易計測器とは、試料採取場所での試料の採取、試料の分解及び測定までの工程を手動・簡易に行う計測器
- ② 半自動計測器とは、試料採取場所での試料の採取のみ手作業で行い、試料の分解と測定、記録を自動的に行う計測器

汚濁負荷量の測定方法（COD、窒素、磷共通）

1 換算式（CODのみ該当）

（1）換算式の作成

水質自動計測器に係る換算式は、当該自動計測器を設置し、調整した後におおむね30以上の試料をもって行うものとする。ただし、水質自動計測器の仮選定調査の計測値が同じと見なせるときは、さらに10以上の測定を行い、仮選定調査の計測値と合わせて換算式を求めることができるものとする。

（2）換算式の検証

ア 水質自動計測器に係る換算式の検証は、原則として1年を超えない期間に20対以上の試料をもって行うものとする。（検証方法は水質汚濁負荷量の測定（昭和55年6月 日本環境技術協会）を参照）

ただし、特定施設の使用の方法、汚水等の処理方法等の変更により特定排出水の特性が変わる場合は、その都度換算式の検証を行うものとする。

イ 用水の量から特定排出水の量を求めている場合は、その換算式の検証を年2回以上行うものとする。

ただし、特定施設の使用の方法、汚水等の処理方法等の変更により特定排出水の量が変わる場合はその都度換算式の検証を行うものとする。

（窒素含有量、磷含有量に係る場合も同様とする。）

ウ 水質簡易計測器の換算式の作成及び検証は上記(1)、(2)アに準ずるものとする。

2 計測範囲

水質自動計測器（COD告示、窒素告示、磷告示の別記1(1)の計測器をいう。以下同じ。）と自動流量計等（COD告示、窒素告示、磷告示の別記2(1)及び(2)の計測器をいう。以下同じ。）の計測範囲は、汚染状態及び量の最少、最大値が含まれる範囲とする。通常値がほぼ中間となることが望ましい。

3 自動計測器による汚濁負荷量の測定方法

水質自動計測器及び自動流量計等による計測値から日汚濁負荷量を算定する場合は、原則として時間負荷量を合計するものとする。

$$L = (C_1 \cdot Q_1 + C_2 \cdot Q_2 + \dots + C_n \cdot Q_n) \times 10^{-3}$$

{	L : 1日当たりの汚濁負荷量 (kg / 日)
{	C : 1時間当たりの汚染状態の計測値 (mg / l)
{	Q : 1時間当たりの量の計測値 (m ³ / 時)
{	n : 計測回数 (全日稼働では通常24回)

4 自動計測器以外の計測法による汚濁負荷量の測定方法

(1) 指定計測法 (COD 告示、窒素告示、燐告示の別記 1 (3) の計測法をいう。以下同じ。)

又は簡易計測法による汚染状態の測定及びせき、又は容器による量の測定は、1 日につき 3 回以上行うものとするが、1 日当りの平均的な汚染状態及び量が得られる測定時刻を選定するものとする。

(2) 指定計測法及び簡易計測法により汚染状態の測定を行う場合は、変動が少ない場合に限り 3 回以上の試料を混合して測定することができるものとする。

(3) 各計測法による日汚濁負荷量の算定方法は次によるものとする。

① 水質自動計測器 ≡ 水道メータ

$$L = \left(\frac{C_1 + C_2 + \dots + C_n}{n} \right) \times Q \times 10^{-3}$$

n : 3 ~ 24 回/日、 Q : 1 日当たりの排水量 (m^3 /日)

又は

$$L = (C_1 \cdot Q_1 + C_2 \cdot Q_2 + \dots + C_n \cdot Q_n) \times 10^{-3}$$

n : 3 回/日以上、 $Q = (Q_1 + Q_2 + \dots + Q_n) m^3$ /日

② 水質自動計測器 ≡ せき又は容器

$$L = \left(\frac{C_1 + C_2 + \dots + C_n}{n} \right) \times \left(\frac{Q_1 + Q_2 + \dots + Q_m}{m} \right) \times 10^{-3}$$

n, m : 3 回/日以上、 $Q_1 \sim Q_m$: m^3 /日

③ $\left\{ \begin{array}{l} \text{コンポジットサンプラー} \equiv \text{自動流量計等} \\ \text{コンポジットサンプラー} \equiv \text{水道メータ} \\ L = C \times Q \times 10^{-3} \\ Q : m^3/\text{日} \end{array} \right\}$

(コンポジットサンプラー : COD 告示、窒素告示、燐告示の別記 1 (2) の計測法をいう。以下同じ。)

④ コンポジットサンプラー ≡ せき又は容器

$$L = C \times \left(\frac{Q_1 + Q_2 + \dots + Q_m}{m} \right) \times 10^{-3}$$

m : 3 回/日以上、 $Q_1 \sim Q_m$: m^3 /日

- ⑤ 指定計測法 $\overline{\hspace{2cm}}$ 自動流量計等
 指定計測法 $\overline{\hspace{2cm}}$ 水道メータ

$$L = (C_1 \cdot Q_1 + C_2 \cdot Q_2 + \dots + C_n \cdot Q_n) \times 10^{-3}$$

$$n : 3 \text{ 回/日以上、 } Q = (Q_1 + Q_2 + \dots + Q_n) \text{ m}^3 / \text{日}$$

又は

$$L = \left(\frac{C_1 + C_2 + \dots + C_n}{n} \right) \times Q \times 10^{-3}$$

$$n : 3 \text{ 回/日以上、 } Q : \text{m}^3 / \text{日}$$

又は

$$L = \bar{C} (C_1, C_2, \dots, C_n \text{ 混合}) \times Q \times 10^{-3}$$

$$n : 3 \text{ 回/日以上、 } Q : \text{m}^3 / \text{日}$$

- ⑥ 指定計測法 $\overline{\hspace{2cm}}$ せき又は容器

$$L = \left(\frac{C_1 + C_2 + \dots + C_n}{n} \right) \times \left(\frac{Q_1 + Q_2 + \dots + Q_m}{m} \right) \times 10^{-3}$$

$$n, m : 3 \text{ 回/日以上、 } Q_1 \sim Q_m : \text{m}^3 / \text{日}$$

又は

$$L = \bar{C} (C_1, C_2, \dots, C_n \text{ 混合}) \times \left(\frac{Q_1 + Q_2 + \dots + Q_m}{m} \right) \times 10^{-3}$$

$$n, m : 3 \text{ 回/日以上、 } Q_1 \sim Q_m : \text{m}^3 / \text{日}$$

(注) し尿浄化槽等の特定排出水の量の変動が大きい計測場所では、水道メータ等の連続計測器を設置することが望ましい。

5 汚濁負荷量の測定の特例

昭和55年千葉県告示第542号及び平成14年千葉県告示第611号に定める汚濁負荷量の測定に係る特例の各項の解釈は次のとおりとする。

なお、昭和55年千葉県告示第543号、平成14年千葉県告示第612号及び平成14年千葉県告示第613号に定める汚濁負荷量の計測法に係る特例における、各告示の別表第1、別表第2、別表第3、別表第4の各項の解釈もこれに準ずるものとする。

- (1) 別表の4の「指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因」とは、測定機器の供給体制が整わない等、自己の責めに帰することができない原因により所要の特定機器が設置できない場合を言う。

なお、総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能である場合は、その理由書、当該測定機器の設置等に係る工事完了予定年月日等を記

載した計画書、その他所要の書類をあらかじめ提出するものとする。

- (2) 別表の5の「新たに設置又は構造等が変更された特定施設に係る特定排水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水」については、特定施設の設置又は変更した後原則として2月の期間に所要の調査を行い、汚染状態に係る適切な測定機器の設置又は確認等を行うものとする。
- (3) 別表の6の「特定排水の汚染状態が常に一定」とは、特定排水の処理を行わない場合であって、かつ、特定施設の構造、用水の使用状況等から判断して、当該特定排水の汚染状態が常に一定であると認められる場合等をいう。
- (4) 別表の8の「前各項に定めるもののほか、やむを得ない特別の事情がある場合」とは、次に掲げる事項をいう。
 - ア 公共下水道の接続、移転等により総量規制基準の適用期日から1年以内に指定地域内事業場から除外されることが明らかである場合。
 - イ 相互に用水の授受を行っている等、相互に密接な関係を有する複数の指定地域内事業場が一部の排水路を共同で使用し、これを水質自動計測器等により計測している場合であって、それぞれの指定地域内事業場ごとに水質自動計測器等を用いて計測することが、排水系統の状況から困難である場合。
 - ウ ア及びイに掲げるほか、排水系等の状況等に照らしてやむを得ない特別な場合があると認められる場合

別添6

汚濁負荷量の算定方法（COD、窒素、磷共通）

1 汚濁負荷量の算定

毎日測定 of 排水と7日に1回測定 of 排水が、一事業場内にある場合は、後者の7日間の水量、負荷量は毎日一定とし、前者の排水の水量、負荷量に足し合わせ事業場内の総汚濁負荷量を求めるものとする。

2 欠測値の取扱い

水質自動計測器及び自動流量計等の保守点検、故障等により計測値に欠測が生じた場合は、下記によるものとするが、汚濁負荷量の算定方法についてはこれらによることが事業場の排水工程、排水系統等から判断して適切でないときは他の方法によることができるものとする。

(1) 保守点検等により1日の排水時間の $\frac{1}{3}$ 以上の欠測が生ずることがあらかじめ予想されるときは、「別添5 汚濁負荷量の測定方法 4 自動計測器以外の計測法による汚濁負荷量の測定方法」に準じて計測するものとする。

(2) 故障等により計測値に異常値又は欠測値（以下「異常値等」という。）が生じていることが判明した場合は、速やかにその原因を究明し、修復するものとするが、発見時には速やかに採水し、指定計測法による分析を行うこと等により欠測時間の確認を行うものとする。

この間の負荷量の算定は直近の近似データを参考にして算出するものとする。

(3) 24時間以上連続して欠測した場合は、様式2の汚濁負荷量測定結果報告書に様式4の水質自動計測器及び自動流量計等欠測報告書を添付するものとする。

3 降雨時の汚濁負荷量の算定方法

雨等の降水量を分離して特定排水の汚濁負荷量を測定することが困難であり、降水によって総量規制基準に適合しない排水を排出するおそれがあるときは、操業状態から特定排水の汚濁負荷量を推定することができるが、推定にあたっては事業場の操業状態、雨等の降水の排水系統から判断して最も適切な方法を選定するものとする。

(1) 雨等の降水が、特定排水に混入するまでの間に地下浸透が認められない場合は雨量計の計測値及び降水面積から算定した降水量及び指定計測法による降水の汚染状態の計測値から降水の汚濁負荷量を算定する。

(2) 雨等の降水が特定排水に混入しない状態の特定排水の汚染状態及び量と操業状態（通常又は降雨の前後）の関係から降雨時の特定排水の汚染状態及び量を推定する。

1 特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量に関する汚染状態の計測方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種別	計測場所	計測法	1日当たりの測定回数	水質自動計測器		備考
						種類・型式	選定の根拠	
化学的酸素要求量								
窒素含有量								
磷含有量								

- (注) 1 「整理番号」欄には、業種その他の区分の整理番号等を記載すること。
 2 「計測法」欄には、化学的酸素要求量については昭和54年環境庁告示第20号(以下「COD告示」という。)の別記1の(1)～(4)、窒素含有量については平成13年環境省告示第77号(以下「N告示」という。)の別記1の(1)～(3)、磷含有量については平成13年環境省告示第78号(以下「P告示」という。)の別記1の(1)～(3)に掲げる方法のいずれかによるかを記載すること。
 3 「水質自動測定器」欄は、COD告示別記1の(1)又は(4)、N告示別記1の(1)、P告示別記1の(1)により計測する場合に記載すること。

2 特定排出水の量の計測方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種 類	計測場所	計測法	1日当たりの 測定回数	流量計等		備考
						種類・型式	選定の根拠	
化学的 酸素 要求 量								
窒 素 含 有 量								
磷 含 有 量								

(注) 1 「計測法」欄には、COD告示、N告示及びP告示（以下「COD・N・P告示」という。）の別記2の(1)～(3)に掲げる方法のいずれかによるかを記載すること。

2 「流量計等」欄は、COD・N・P告示別記2の(1)又は(2)により計測する場合に記載すること。

3 汚染状態及び量の計測法に係る換算式等

指定項目	整理番号	換算式	換算式の根拠等	備考
化学的酸素要求量				
窒素含有量				
リン含有量				

(注) 1 汚染状態をCOD告示別記1の(1)又は(4)に掲げる方法により計測する場合及び量をCOD・N・P告示の第2の3の方法により計測する場合のみ記載すること。

2 「換算式の根拠」欄には、換算式を求めるに際しての試料数、試料を採取した期間、相関係数、変動係数、検証方法等を記載すること。

4 汚濁負荷量の算定方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種類	算定式	負荷量測定頻度	特定排出水の状態			負荷量割合	備考
					濃度	量	負荷量		
化学的酸素要求量				1回/日	mg/l	m ³ /日	kg/日	%	
					合計				
窒素含有量									
					合計				
燐含有量									
					合計				

(注) 1 「特定排出水の状態」欄は、届出の通常値及び最大値（下段に（ ）書きとする。）を記載すること。

5 汚濁負荷量の測定方法等の特例

指定項目	計測場所	計測法	測定回数	知事が定める適用要件	困難な理由
化学的酸素要求量					
窒素含有量					
燐含有量					

(注) 1 COD・N・P告示第4の方法により汚濁負荷量を測定する場合及び日平均排水量が400m³以上の指定地域内事業場で、次のいずれかに該当する場合に記載すること。

- (1) 汚染状態をCOD・N・P告示の別記1(1)以外の方法により計測する場合
- (2) 量をCOD・N・P告示の別記2(1)又は(2)以外の方法により計測する場合
- (3) 汚濁負荷量を排水の期間中毎日行わない場合

2 「知事が定める適用条件」欄は、化学的酸素要求量については昭和55年千葉県告示第542号及び第543号に掲げる区分のうち、窒素含有量及び燐含有量については平成14年千葉県告示第611号、第612号及び第613号に掲げる区分のうち該当するものを記載すること。

6 その他の汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

(1) 水質自動計測器，流量計等の設置に係る工事等の全体計画

<div style="text-align: center;">日 程</div> <div style="text-align: left;">工事等の内容</div>	<div style="text-align: center;">工 事 等 の 工 程</div>	<div style="text-align: center;">備 考</div>

(2) その他参考事項

ア 排出水及び特定排出水の量（法第5条，第6条又は第7条に係る届出水量）
 (m³/日)

総排水量		特定排出水量	
通常	最大	通常	最大

イ 届出の区分

- 新規
 変更 概要

ウ 測定開始年月日

年 月 日

エ 添付図書

- | | | |
|--------------------------------------|-----|---|
| ① 計測場所を明記した事業場平面図 | 添付第 | 図 |
| ② 計測場所を明記した排出水の系統図 | 添付第 | 図 |
| ③ 計測場所の概要図 | 添付第 | 図 |
| ④ 換算式の算定に係る基礎資料 | 添付第 | 図 |
| ⑤ 自動水質計測器，流量計等，コンポジットサンプラー等の仕様に関する資料 | | |

※事業場番号	
--------	--

汚濁負荷量測定結果報告書

年 月 日

千葉県知事 様

事業場所在地
 事業場名
 届出者住所
 届出者名
 連絡先電話番号

汚濁負荷量の測定等に係る実施細目に基づき、年 月 から 年 月の結果について、次のとおり報告します。

1 COD

項 目	年 月	年 月	年 月
月間測定日数(欠測日数)(日)			
平均総排水量(m ³ /日)			
平均特定排出水量 (m ³ /日)			
最大 " (m ³ /日)			
最小 " (m ³ /日)			
平均COD濃度 (mg/l)			
最大日平均COD濃度(mg/l)			
最小 " (mg/l)			
平均COD負荷量 (kg/日)			
最大 " (kg/日)			
最小 " (kg/日)			
総量規制基準(kg/日)			
超過日数 (日)			
水質自動計測器稼働率(%)	— × 100 = %	— × 100 = %	— × 100 = %
年間最大特定排出水量(m ³ /日)		年 月 日	
年間最大COD負荷量 (kg/日)		年 月 日	

2 窒素含有量

項 目	年 月	年 月	年 月
月間測定日数(欠測日数)(日)			
平均総排水量(m ³ /日)			
平均特定排出水量 (m ³ /日)			
最大 " (m ³ /日)			
最小 " (m ³ /日)			
平均窒素含有量(mg/l)			
最大日平均窒素含有量(mg/l)			
最小 " (mg/l)			
平均窒素負荷量 (kg/日)			
最大 " (kg/日)			
最小 " (kg/日)			
総量規制基準(kg/日)			
超過日数(日)			
水質自動計測器稼働率(%)	——×100 = %	——×100 = %	——×100 = %
年間最大窒素負荷量 (kg/日)		年 月 日	

3 磷含有量

項 目	年 月	年 月	年 月
月間測定日数(欠測日数)(日)			
平均総排水量(m ³ /日)			
平均特定排出水量 (m ³ /日)			
最大 " (m ³ /日)			
最小 " (m ³ /日)			
平均磷含有量(mg/l)			
最大日平均磷含有量(mg/l) (mg)			
最小 " (mg/l)			
平均磷負荷量 (kg/日)			
最大 " (kg/日)			
最小 " (kg/日)			
総量規制基準(kg/日)			
超過日数(日)			
水質自動計測器稼働率(%)	——×100 = %	——×100 = %	——×100 = %
年間最大磷負荷量 (kg/日)		年 月 日	

※事業場番号	
--------	--

汚濁負荷量の測定に係る保守管理体制報告書

年 月 日

千葉県知事

様

事業場所在地
 事業場名
 届出者住所
 届出者名
 連絡先電話番号

汚濁負荷量の測定等に係る実施細目に基づき、測定器の保守管理等について次のとおり報告します。

1 計測器のメーカー及び型式

排出水の種類 (排水溝名)				
計測器のメーカー及び型式	汚染状態	COD		
		窒素含有量		
		磷含有量		
	量			

2 管理体制

項目	担当部門 (委託の場合は、委託会社名等を記入)
(1)総括管理	
(2)測定器の計装 (調整・修復)	
(3)測定器の日常点検	
(4)化学分析・測定等	
(5)負荷量・演算処理	
(6)負荷量・記録管理	
(7)負荷量記録保管場所	

3 保守管理、組織図

4 保守管理の概要（詳細は別紙に記入）

(1) 水質自動測定器、簡易計測器等の保守管理
(点検の種類、内容、頻度、所要時間等)

(2) 流量計の保守管理 (点検の種類、内容、頻度、所要時間)

5 換算式の管理 (クロスチェックの頻度、内容、換算式の検証等)

6 欠測値の取扱い

(1) 保守点検による欠測の補正方法

(2) 異常値の補正方法

様式 4

水質自動計測器及び自動流量計等欠測報告書

年 月から 年 月の欠測状況は次のとおりでしたので報告します。

機器名		欠測期間	月 日 時 ~ 月 日 時
欠測の状況と原因			
修復方法			
負荷量補足方法			

機器名		欠測期間	月 日 時 ~ 月 日 時
欠測の状況と原因			
修復方法			
負荷量補足方法			

機器名		欠測期間	月 日 時 ~ 月 日 時
欠測の状況と原因			
修復方法			
負荷量補足方法			

汚濁負荷量測定結果報告書記載要領

1 事業場番号

記載しない。

2 月間測定（欠測）日数

(1) 月間25日稼働で25日測定した場合は、欠測日は0とし、25(0)と記入する。
月間4日測定義務があり、4日測定した場合も欠測日は0とする。

自動計測器が故障し、指定計測法で補足した場合も欠測日とする。(欠測日とは、全日(24時間)欠測した日とする。)

(2) 測定個所が複数ある場合は、1測定箇所欠測した場合も欠測日とする。

3 平均総排水量

(1) 事業場の総排水量の平均値を整数で記入する。なお、排水口が複数の場合は合計水量とする。

(2) 月間25日測定の場合は、25で除する。

(3) 総排水量を定期的に測定していない場合は、届出水量とし、 ㊦ を付して記入する。

4 特定排出水量

(1) その月の特定排水の実測水量の平均値を平均特定排出水量欄に整数で記入する。

(2) 特定排水が2以上の場合は、平均特定排出水量は1日毎に合計したものの月平均とする。

(3) 毎日測定のもの、7日に1回測定のものがある場合は、後者の測定値は、その週は一定とし、毎日の合計を求めその月の平均を計算する。

(4) 最大特定排出水量欄、最小特定排出水量欄にはそれぞれその月の最大値、最小値を整数で記入する。

(5) 月1回測定の場合は、最大、最小は記入不要とする。

5 濃度

(1) 平均COD濃度欄、窒素(磷)含有量欄には、その月の月平均負荷量(kg/日)を月平均特定排出水量($\text{m}^3/\text{日}$)で除した数値を記入する。

(2) 最大(最小)日平均COD濃度欄、最大(最小)日平均窒素(磷)含有量欄には、各日の負荷量(kg/日)を各日の特定排出水量($\text{m}^3/\text{日}$)で除した数値のうちその月の最大値、最小値を記入する。

(3) 月1回測定の場合は、最大、最小は記入不要とする。

(4) COD濃度及び窒素含有量については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入する。

(5) 燐含有量については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記入する。

6 負荷量

(1) 平均COD（窒素、燐）負荷量欄には、その月の各日の負荷量（kg/日）の平均値を記入する。

(2) 最大（最小）負荷量欄には、その月の各日の負荷量（kg/日）の最大（最小）値を記入する。

(3) 月1回測定の場合は、最大、最小は記入不要とする。

(4) COD（窒素）負荷量については、小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位まで記入する。

(5) 燐負荷量については、小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで記入する。

7 総量規制基準

(1) 事業場全体の総量規制基準を記入する。

(2) 月の途中で変更の場合はその旨記入する。

8 超過日数

総量規制基準を超過した日数を記入する。

9 水質自動計測器稼働率

水質自動計測器設置事業場のみ記入する。複数の計測器がある場合は、別紙等に記入する。（稼働時間を総時間で除する。）

10 年間最大特定排出水量、年間最大COD（窒素、燐）負荷量

当該年度における提出時点までの最大特定排出水量、最大COD（窒素、燐）負荷量を記入する。併せてその日付を記入する。

11 水質自動計測器及び自動流量計等欠測報告書

24時間以上連続して欠測した場合は、様式4「水質自動計測器及び自動流量計等欠測報告書」を添付する。

汚濁負荷量の測定に係る保守管理体制報告書記載要領

1 事業場番号

記載しない。

2 計測器のメーカー及び型式

計測器により測定を行う排水溝毎にそのメーカー名及び型式を記載する。

3 管理体制

汚染状態と量の管理が別々の場合は、それぞれ記入する。

4 保守管理・組織図

組織図は担当部門間の連携を明確にする。

5 保守管理の概要

- (1) メーカー型式の異なる計器、また同一型式であっても計器ごとに内容が異なる場合は別々に記入する。
- (2) メーカーの行う点検と事業場の行う点検（日常点検、定期点検）を区分して記入する。
- (3) 日常点検、定期点検等の内容については、仕様書、事業場での試験結果等から作成し記入する。